

福岡市産後ケア事業業務委託
事業者募集要項（令和８年度契約）

令和８年９月
福岡市こども未来局こども健やか部こども健やか課

1 趣旨

福岡市では、育児支援を必要とする出産後1年以内の母子を対象に、母親の身体的回復と心理的な安定を促進するとともに、母親自身がセルフケア能力を育み、母子の愛着形成を促し、母子とその家族が健やかな育児ができるよう支援することを目的として、産後ケア事業を実施しています。

令和8年度の受託事業者（宿泊型及び日帰り型）を下記のとおり追加募集します。

2 募集の概要

(1) 事業の名称

福岡市産後ケア事業

(2) 実施区域

福岡市及び福岡市の隣接市町村

(3) 募集スケジュール

令和8年10月末まで

※応募状況等を踏まえ、予定よりも早く募集を終了する場合があります。

(4) 募集か所数

5か所程度

(5) 事業の実施方法

福岡市と実施事業者で委託契約を締結して実施します。

(6) 事業の履行期間

令和8年10月1日以降～令和9年3月31日

※審査の結果、受託事業者として決定した後、個別に履行開始日を決定します。

3 事業の内容

産後ケア事業（宿泊型・日帰り型）は、母子を対象に宿泊又は日帰りでの施設利用により、次に掲げる母体の心身の回復及び母体のケア並びに乳児のケア、今後の育児に資する指導等を実施するものです。

(1) 産婦の母体管理及び生活面の指導

(2) 乳房手当、乳房トラブルに関する相談

(3) 授乳方法

(4) 離乳食に関する相談

(5) 沐浴方法

(6) 発育・発達に関すること

(7) 体重・排泄の観察

(8) スキンケアに関する相談

(9) 母の不安等に関する相談

(10) 在宅での子育てに関する相談及び指導

(11) その他必要とする保健指導

※ 事業の詳細は、別紙「福岡市産後ケア事業業務委託仕様書」をご参照ください。

4 事業の対象者

- (1) 福岡市内に住民登録を有する生後1年未満（生後1年になる日の前日まで）の乳児及びその母親であって、産後ケア（心身のケアや育児のサポート等）を必要とする者とする。
ただし、母子ともに医療行為が必要でない方に限ります。なお、子が入院中であるなどやむを得ない場合は、母親のみの利用も可能とします。
- (2) 流産や死産後1年未満である女性についても利用対象者とします。ただし、その者が妊婦である場合は除きます。
- (3) 上記(1)及び(2)にかかわらず、安定的な養育が困難な母子など、保健福祉センター所長が必要と認める場合（以下「特例世帯」という）は利用対象者とします。

5 費用について

(1) 委託料

福岡市は、表1の利用料から表2の利用者負担額を控除した額及び別表3の施設加算を委託事業者に支払います。

（表1）利用料

種 別	利用料
宿泊型	1日につき 30,000 円
日帰り型	1日につき 20,000 円

※ 多胎児（2人目以降）については、1人につき上記の半額を加算するものとします

（表2）利用者負担額

種 別	世帯区分	利用者負担額
宿泊型	市町村民税課税世帯	1日につき 3,000 円
	生活保護世帯及び市町村民税非課税世帯	1日につき 0 円
	特例世帯	1日につき 0 円
日帰り型	市町村民税課税世帯	1日につき 2,000 円
	生活保護世帯及び市町村民税非課税世帯	1日につき 0 円
	特例世帯	1日につき 0 円

※ 生活保護世帯とは、この事業を利用する日における生活保護法（昭和25年法第144号）の規定による被保護世帯とします。

(別表 3) 施設加算

種 別	利用形態	加算額	
(1) 兄弟または生後 4 か月以降の児の受け入れ※ 1	宿泊型	1 日につき 5,000 円	1 施設あたりの上限 月額 170,000 円
	日帰り型	1 日につき 2,500 円	
(2) 受入年齢 1 歳未満とする宿泊型を実施する福岡市内の医療機関等が、午後 6 時から翌朝の午前 8 時までに助産師等を 2 名以上配置し、かつ、1 月に延べ 20 日以上実施した場合※ 2	宿泊型	256,700 円／月／施設※ 3	

※ 1 宿泊型または日帰り型の実施において、兄弟または生後 4 か月以降の児の受け入れ体制を整備したうえで、実際にその受け入れを行った場合、該当する世帯の延べ利用日数に応じて、委託料の加算（宿泊型・日帰り型を合わせて、1 施設あたりの上限は月額 170,000 円）を行います。

※ 2 2 名以上の配置については、勤務シフト表等で確認します。

※ 3 契約期間中、1 件以上兄弟または生後 4 か月以降の児の受け入れがない場合は、市が支払った加算額のすべてについて返還を求めます。

(2) キャンセル料

① 利用者都合によるキャンセル

キャンセル料は、予め利用者に説明を行い、了解を得た上で予約を受けた場合に、利用開始日の前々日 17 時までに連絡がなく、利用希望者の都合によりサービスの提供ができなかった場合、1 日分の市民税課税世帯の利用者負担額を上限として委託事業者が定め、直接利用者から徴収することができます。

② やむを得ない事由によるキャンセル

利用開始日の前々日 17 時を過ぎて、地震や台風・水害などにより、利用希望者が被災した場合や、通信障害が発生した場合、感染症等により利用希望者が急な体調不良となった場合（兄弟児が体調不良で、母しか世話をできない場合を含む。）等によりやむを得ずキャンセルとなった場合については、委託事業者は前述のキャンセル料を福岡市に請求できます。

③ 事業者の都合で予約をキャンセルする場合は、前日の 17 時までに利用者に連絡し、キャンセルの理由について丁寧に説明してください。この場合、キャンセル料を利用者から徴収することはできず、市に請求することもできません。

6 事業者の要件

(1) 市内医療機関等の場合

次の①～③の要件の全てを満たす必要があります。

- ① 実施主体は、医療法（昭和 23 年法律第 205 号）に定める病院、診療所若しくは助産所（以下「医療機関等」という。）を運営する者又はその団体であること。
- ② 事業の実施場所は、福岡市内に設置された医療機関等その他市長が本事業の運営に支障

がないと認める施設とする。

- ③ 1か月に延べ15日以上を受入れ見込があること。

※1日に2人受け入れた場合延べ2日と計算する。

- ④ 宿泊型を実施する場合は、入所室（病室又は妊婦、産婦若しくは褥婦を入所させる室）を有すること。日帰り型のみを実施する場合は、居室が確保されていること。
- ⑤ 入所室、居室の床面積は母子1組当たり6.3㎡以上であること。ただし、1室に母子2組以上を入所させる場合は、1組につき4.3㎡以上であること。
- ⑥ 助産師、保健師又は看護師（以下、「助産師等」という）を母子3組につき1名以上配置することとし、日中は助産師を1名以上配置すること。また、宿泊型を実施する場合は助産師等を24時間常駐とすること。
- ⑦ 産後ケア事業に関する知識及び技術を有し※、母子保健法第17条の二に基づき実施される産後ケア又は医療機関が独自で行う民業としての産後ケアに1年以上従事していること、又は分娩を取り扱っていること。助産所の助産師にあっては、公益社団法人日本助産師会が実施する「産後ケア実務助産師研修」を修了していること。
- ※ 福岡県が主催する「福岡県産後ケア事業研修会」に参加している（予定を含む。）こと、又は従事する助産師が公益社団法人日本助産師会が実施する「産後ケア実務助産師研修」を修了していること。
- ⑧ 宿泊型を実施する場合は、入浴ができる設備を有すること。日帰り型のみを実施する場合は、入浴ができる設備又は母子の身体の清潔保持ができる環境を整えること。
- ⑨ 本事業を安全・快適に実施できる施設・設備（防火設備や避難経路、適当な換気・採光・照明・防湿及び排水設備など）を備えていること。
- ⑩ 利用者に対する食事の提供ができること。
- ⑪ 「3 事業の内容」に定めるサービス内容を提供できること。
- ⑫ 福岡市と適切な連携・調整を行うことができること。
- ⑬ 助産所については、利用者の体調不良など、緊急時に利用者を受け入れてもらう協力医療機関を確保できること。
- ⑭ 福岡市がオンライン予約等システムを導入した場合は、施設において当該システム（無料）を導入できること。

(2) 市外医療機関等の場合

上記(1)③～⑭に加え、以下の要件を全て満たす必要があります。

- ① 福岡県内における本市の隣接市町村（大野城市、春日市、糸島市、那珂川市、糟屋郡宇美町、粕屋町、志免町、新宮町、久山町）に所在する医療機関等その他市長が本事業の運営に支障がないと認める施設であること。
- ② 施設が所在する市町村から、産後ケア事業の受託実績があること。
- ③ 本市の産婦健診において、利用実績があり、福岡市民の利用が見込まれること。

(3) 医療機関等以外の場所での実施

本事業の委託事業者が、医療機関等以外の施設で本事業の宿泊型又は日帰り型を実施する場合は、次に掲げる要件を全て満たす必要があります。

① 実施場所

ア 本事業の実施場所が他と区切られていること。なお、本事業の実施に支障がない範

囲で、トイレや入浴施設を他と共用とすることは妨げない。

イ 上記(1)①～⑬の要件を全て満たすこと。ただし、上記(1)④に定める床面積については参照基準とし、安全かつ快適にサービスが実施できる床面積を確保すること。

ウ 実施場所は禁酒禁煙であること。また、同じ建物内や敷地内に喫煙場所がある場合は、喫煙場所から十分な距離を確保するなど、利用者が快適にサービスを受けられるよう配慮すること。

② サービスを行う時間

ア 宿泊型のサービスを行う時間は、1泊につき合計で24時間とし、入所及び退所の時刻については、各施設の状況に応じて市と協議の上決定することとする。

イ 日帰り型のサービスを行う時間は、合計で6時間とし、入所及び退所の時刻については、各施設の状況に応じて市と協議の上決定することとする。

③ その他

ア 委託事業者は、病院・診療所または助産所において、本事業を1年以上実施した実績があること。

イ 利用者の急変等、緊急時に受け入れてもらう協力医療機関や、保健医療面での助言が随時受けられるよう相談できる医師を確保すること。

ウ 施設の設置及び運営にあたっては、関係法令等を遵守するとともに、実施施設内の衛生管理に努めること。

エ

7 応募方法

(1) 応募書類の配付

① 配付場所 福岡市ホームページ (URL : <http://www.city.fukuoka.lg.jp/>)

(2) 応募書類の提出

① 提出方法 応募書類を郵送してください。

② 提出先 「9 問合せ先」に同じ。

(3) 応募書類

① 福岡市産後ケア事業者登録申込書 (様式1)

② 福岡市産後ケア事業実施計画書 (様式2)

③ 令和8年度「福岡市産後ケア事業」事業者要件チェックシート

④ 事業者の概要 (様式3)

⑤ 役員名簿 (様式4)

⑥ 実施施設 (入所室・居室) の図面

⑦ 医療法における病院、診療所、助産所の届出等の写し

⑧ 「産後ケア実務助産師研修」を修了していることを証明する書類 (助産所のみ)

⑨ 事業所の直近3か月分の財務状況がわかる書類 (個人事業主のみ)

(4) 応募上の注意事項

① 応募書類は2部 (原本1部、写し1部) 提出してください。

② 役員名簿については、福岡市暴力団排除条例に基づき、福岡市の事務事業から暴力団を排除するために、警察への照会、確認を行うことに使用します。

- ③ 応募に要する経費は、すべて応募者の負担となります。
- ④ 提出された書類については、返却しません。
- ⑤ 応募書類を提出した後に辞退する際には、辞退届を提出してください。

(5) 応募資格

次の項目に掲げる資格を有する者とします。

- ① 地方自治法施行令 167 条の 4 に該当する者ではないこと。
- ② この募集要項の応募期間において、福岡市から福岡市競争入札参加停止等措置要領（以下「措置要領」という。）に基づく競争入札参加停止の措置又は排除措置を受けている期間がある者でないこと。

※ 措置要領が掲示されているホームページアドレス

<http://keiyaku.city.fukuoka.lg.jp/law/index.html>

- ③ この募集要項の応募期間において、措置要領別表 1、第 2 及び第 3 の各号に規定する措置要件に該当しない者であること。
- ④ 会社更生法に基づく更生手続き開始の申立てがなされている者（更生手続き開始の決定がなされ、競争入札参加資格の再認定を受けた者を除く。）、民事再生法に基づく再生手続きの申立てがなされている者（再生手続き開始の決定がなされ、競争入札参加資格の再認定を受けた者を除く。）、破産法に基づく破産手続き開始の申立てがなされている者又は会社法に基づく特別清算開始の申し立てがなされている者、手形交換所による取引停止処分を受けている者その他の経営状態が著しく不健全であると認められる者でないこと。
- ⑤ 市町村税、消費税及び地方消費税を滞納していない者であること。
- ⑥ 宗教活動や政治活動を主な活動目的としていない者であること。
- ⑦ 役員等（事業者が法人である場合はその法人の役員又はその支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）を代表する者を、事業者が個人である場合はその者をいう。）が、福岡市暴力団排除条例（平成 22 年福岡市条例第 30 号。）第 2 条第 2 号に規定する暴力団員又は同条第 6 条に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。

8 審査及び結果の通知

応募書類及び実地調査・ヒアリング等により審査を行い、委託事業者を決定します。なお、審査の結果は応募者に通知します。

※ 審査の結果、委託事業者として決定できない場合もあります。

9 問合せ先

〒810-8620 福岡市中央区天神 1-8-1（福岡市役所 13 階）

福岡こども未来局こども健やか部こども健やか課 担当：藤中

電話：092（711）4065

E-mail：k-sukoyaka.CB@city.fukuoka.lg.jp